桑村　正明　野村　勝彦　松石　三男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十七日）
（裁判所書記官）
高嶋　博之
田中　光夫　細井　政雄　渡邉　東一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
後藤　幸男　杉尾　敏男　田中　謙二
富田　直昭　吉野　俊一
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　昭三　筒井　孝
中澤　吉男　山田　英子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十八日）
片平　嘉正　川瀬　正揚　栗川　明夫
菅　正　中野　三義　湊　勝利
瑞宝双光章を授ける（各通）
春川　昇平　吉井　修身
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十二月十九日午後六時二十九分御出門、バレエ公演「くるみ割り人形」を御鑑賞のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸啓、同十時五十七分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十二月二十一日午後六時三分御出門、戦後八十年特別企画リバイバル展示「石川光陽写真展　戦時下の東京」並びに常設展を御覧のため、昭和館（千代田区）へ行幸啓、同九時二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十二月二日、阿武隈川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二十四日　東北地方整備局長　西村　拓

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　小山市大字粟宮字西道上一四三一番一から同市大字粟宮字東道上九二八番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月二十五日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所